

京都市訓令甲第12号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年12月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

第5条第2項中「京都御池中学校・複合施設建設室長」の右に「，下京中学校教育企画推進室長」を加え，同条第13項本文中「工業高校改革推進室」を「下京中学校教育企画推進室，工業高校改革推進室」に改める。

別表課長，教育環境整備室長，京都御池中学校・複合施設建設室長，工業高校改革推進室長，音楽高校改革推進室長，地域教育専門主事室長，情報化推進総合センター所長，体育健康教育室の保健課長，生涯学習部の生涯学習推進課長，生涯学習総合センターの分館の館長，右京中央図書館建設室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「京都御池中学校・複合施設建設室長」の右に「，下京中学校教育企画推進室長」を加える。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)